

「副業・兼業」の労務管理のポイント



従業員を「副業・兼業」で雇用する時

従業員に「副業・兼業」を許可する時

日時 **1月16日(木)** 13:20~13:40 受付

*名刺を受付にご提出お願いいたします。

13:40~14:25 セミナー

14:25~15:25 グループ・コンサルティング

会場 **大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室**
(大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル 5階)

- JR 東西線「北新地駅」より徒歩 1分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 2分
- JR 東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩 4分



定員 **30名** (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。

*途中退席はご遠慮いただいております。

お申込み方法 セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記の FAX 申込書をご利用ください。

セミナー概要

平成30年1月、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドラインが厚生労働省より公表されました。副業・兼業を認めることは、新しい人材の流入による社内の活性化や優秀な従業員の転職の抑止になるなど労使双方にメリットが多い反面、労働時間の管理や秘密保持義務などをどのように適切に行うかなどの課題もあります。今回のセミナーでは、副業・兼業で雇う場合・許可する場合の労働時間の管理を中心に解説いたします。

13:40 ~ 14:25
セミナー

「副業・兼業」の労務管理のポイント

～従業員を「副業・兼業」で雇用する時 従業員に「副業・兼業」を許可する時～

講師 竹内 里恵子 関西圏雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(ゆいえ(結恵)労務サポートオフィス)

参加
無料

14:25 ~ 15:25
グループ・コンサルティング

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

主催 関西圏雇用労働相談センター

協力 アデコ株式会社

FAXでのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(1月16日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局

TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室

E-mail info@kecc.jp ホームページ <https://kecc.jp> KECC 検索

相談・お問合せ対応時間 月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

ホームページから
申込みもできます。

